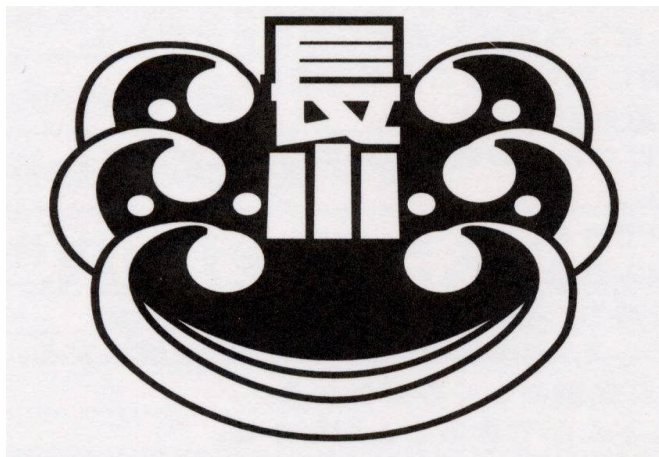


長洲小学校いじめ防止基本方針



平成26年3月

長洲町立長洲小学校

目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2 組織の設置	1～2
3 学校の基本方針の内容	2
4 いじめの定義	2～3
5 いじめの理解	3～4
6 いじめの防止等に関する基本的考え方	4～5
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1 いじめの防止等のための施策	5～9
（1）学校いじめ防止基本方針の策定	5
（2）いじめの防止対策委員会の設置	6
（3）いじめの防止の未然防止	6～7
（4）いじめの早期発見	7～8
（5）いじめに対する措置	8～9
2 重大事態への対処	9～12
（1）長洲町教育委員会又は学校による調査	9～12
第3 その他のいじめの防止等のための対策に関する重要事項	
1 基本方針の見直しの検討	12
第4 長洲小いじめ防止等年間計画	
いじめの早期発見・早期対応の具体的な流れ	
資料 ※冊子「いじめ対応の手引き」（平成19年3月 熊本県教育委員会発行）より	
○ いじめ発見のためのチェックリスト「生活アンケート」（児童用）	
○ いじめのサイン発見チェックリスト（学級担任用）	
○ 教職員の振り返りチェックリスト	
○ いじめのサイン発見チェックリスト（家庭用）	

はじめに

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わるすべての者が手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめはどの学校においても、どの子どもにも起こりうること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を起こしうることを十分に認識しておく必要がある。

本校においては、これまでもいじめを許さない学校・学級づくりと併せて、いじめを把握した場合には、いじめられている児童を「必ず守り通す」という姿勢でその解消に向けて取り組んできた。

しかしながら、本校においても毎年何件ものいじめが認知されてきた。その際、担任をはじめ学年、場合によっては学校全体で対応をしてきたおかげで幸い深刻な事態に至ったものはない。

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的課題である。いじめの問題に社会総がかりで対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が成立し、同年9月に施行された。

また、熊本県は、法第12条の規定に基づき、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）を踏まえ、平成25年12月26日に「熊本県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）を策定した。

この「長洲小学校いじめ防止基本方針」は、法で義務づけられた学校におけるいじめ防止の基本方針であり、学校が長洲町、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが重要であることを認識しつつ、国、県、長洲町、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 組織の設置

- (1) 本校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員に加え、必要に応じて心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめ防止等の対策のための組織」（以下「**いじめ防止対策委員会**」という。）を設置する。

- (2) 重大事態が発生した場合、長洲町教育委員会と相談し、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査組織を設置する。

3 学校の基本方針の内容

本校の基本方針は、県、長洲町、家庭、地域その他の関係者の連携等により、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめ防止等の対策をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、県や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめの防止等のための取組を定めるものである。

また、この基本方針では、学校の実状に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止等の対策が、学校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。学校の基本方針に沿った対策の実現のためには、本校区にいじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の浸透や、児童をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上等を図り、これまでに以上の意識改革の取組とその点検、その実施状況の継続的な検証が必要である。

なお、より実効性の高い取組を維持するため、本校の基本方針の記載内容についても、学校の実状に照らして適切に機能しているかを定期的に点検し、必要に応じて見直すこととする。

4 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って見極めることが必要である。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの子どもにも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた児童本人や周囲の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、校内に設置する「いじめ防止等対策委員会」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の児童や塾・スポーツクラブ等、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除かれるが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童本人がそのことを知らずにいる様な場合等、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

一方で、いじめられた児童の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要するものとは限らない。具体的には、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような事案については、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- ▲ 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ▲ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ▲ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ▲ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ▲ 金品をたかられる。
- ▲ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ▲ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ▲ パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等。

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童の生命、身体又は財産に重要な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

5 いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。いじめから子どもを救うためには、大人も子どもも、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめは、どの学校にも、起こりうるものである。その際、その責任をいじめられる側に求めるものではない。

とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構成上の問題（無秩序や閉鎖性等）、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が醸成されるように努める。

6 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめ防止等の対策は、単にいじめをなくす取組にとどまらず、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。

(1) いじめの防止

いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、すべての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げることが必要である。

このため、学校の教育活動全体を通して道徳教育や人権教育を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことに努める。

併せて、学校の教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、自他の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることに努める。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、すべての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

さらに、いじめの問題への取組の重要性について、地域住民全体に認識を広め、家庭、地域と一体となって情報モラルの醸成を含めた取組を推進するための普及啓発も併せて行っていく。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に努めることが必要である。

また、いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して指導を見守ることに努める。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが認知された場合、学校は、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認したうえで、適切に指導するなど、組織的に対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談等、事案に応じ、関係機関と連携して対応する。

このため、教職員は、平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく必要があり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備に努める。

いじめの解決とは、いじめられた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで終わるものでなく、いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことを持って判断されるべきものである。すべての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(4) 家庭や地域との連携について

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要であり、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設け、長洲小子ども育成協議会（熊本版コミュニティ・スクール）を活用し、又は「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供するなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進していく。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築することに努める。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応については、学校において、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や長洲町教育委員会及び玉名教育事務所との関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておく。

そのうえで、長洲町生徒指導連絡会等において情報交換を活発に行い、教育相談の実施に当たり必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、又は、地方法務局等、学校以外の相談窓口についても児童に適切に周知することなどに取り組む。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめ防止等のための施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

本校は、国及び県の基本方針を参考にして、自らの学校におけるいじめの防止等について、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等、いじめの防止等全体に係る内容からなる「長洲小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

また、策定した学校基本方針については、学校のホームページ等で公開する。

(2) いじめ防止対策委員会の設置

いじめに関しては、学校が組織的に対応することが重要であり、校内委員会においては、複数の教職員による体制をとり、いじめの事案等必要に応じて、PTA役員や学校評議員、心理や福祉の専門家、医師、警察等、外部専門家の参加・協力も得て対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決を図る。

【いじめ防止対策委員会】(校内委員会)

< 構 成 員 >

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、人権教育主任、養護教諭、当該学級担任、当該学年主任、を基本とし、いじめの事案等必要に応じて、他の教職員も含め、柔軟な組織とする。

< 役 割 >

① いじめの防止等に関すること

(学校基本方針の策定や見直し等、いじめ防止等の取組についてのPDCAサイクルでの検証等)

② いじめの早期発見に関すること

(情報収集、アンケート調査、教育相談等)

③ いじめ事案への早期対応に関すること

(緊急会議の開催、情報の共有、関係児童等への事実関係の聴取、指導・支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携、外部機関等との連携等)

< 開 催 >

必要に応じて開催する。

(3) いじめの未然防止

いじめはどの子にも起こりうることから、すべての児童を対象として、いじめを許さないための未然防止に取り組む。未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとられることなく、互いのよさや可能性を認め合い、一人一人の人権が尊重される人間関係・学校風土をつくるとともに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

① いじめの起こりにくい学校経営

○子どもたちのよさを、認め・ほめ・励まし・伸ばすことを基本とした学校経営に当たる。

○小さな問題行動であっても、これらの行為を見過ごすことなく、学校全体として適切かつ毅然とした指導を行う。

○教職員が、子どもの一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接する。

② 学級経営の充実

○おかしいことはおかしいと言え、お互いの違いと良さを認め合えるクラス。

○規範意識を持ち、規律ある生活を送ることができるクラス。

○明るい挨拶と優しい言葉遣いができるクラス。

③ わかる授業づくり

- わかる授業を基本とした基礎学力の定着を図る。
- T T指導、少人数指導、支援員との複数体制による指導等により、個に応じた指導を充実させ、どの子にも分かる喜びを味合わせる。
- 校内研修を活性化させ、各教科における言語活動の充実により、児童の伝え合う力の育成を図る。

④ 道徳教育の充実

- 命を大切にすることを育むプログラムの確実な実施と指導内容の充実を図る。
- 「私たちの道徳」「心のノート」等の有効活用による道徳教育の充実を図る。

⑤ 人権教育の充実

- きょういくの日における人権学習の全クラス授業公開を行う。
- 人権集会の内容の充実をはかる。(県子ども人権集会の発表や発表者への返し等)
- 児童や保護者向けの人権教育講演会の充実を図る。(講師の選定)

⑥ 子どもの居場所づくり推進テーブルの充実

- 縦割り活動を充実させ、児童同士のつながりを深める。
- コミュニティ・スクールにおける学校応援団の活動を充実させ、地域住民とのつながりを深める。
- 観つめる会や日常からの職員同士のコミュニケーションを大切にすることで、児童についての情報交換を密にし、全職員が児童とのつながりを深められるようにしておく。

⑦ 情報モラル教育の強化

- パソコンや携帯電話、スマートフォン等のインターネットやメール等に関する児童の実態把握に努め、保護者への啓発と併せて情報モラル教育の強化を図る。

(4) いじめの早期発見

教職員は、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめはないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、組織的に対応し、いじめの積極的な認知に努める。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

① 日常における児童とのふれあいの充実

- 職員会議の回数を減らし、放課後の時間を確保したり、業間活動を工夫・充実したりして児童と向き合う時間を大切にし、児童とのふれあいや児童に関わりを通して、いじめの発見等にもつなげる。

② 相談機会の充実

- 毎月のアンケート調査とその結果に応じた学級担任の教育相談を行う。
- 年2回(6月と11月)の教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。

③ 保護者との連携強化

- 日頃から保護者との連絡・相談等を密にしながら信頼関係を構築していく。
- 保護者向けのいじめチェックリストの配布により、子どもの気になることについての相談を受ける。

④ 昼休み等における日常における校内巡視の強化

○いじめが起こりやすい昼休みや放課後等における校内巡視を管理職が中心となつて行い、併せて児童とのふれあいも行いながら信頼関係を築いていく。

(5) いじめに対する措置

いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめられた児童を守り通すとともに、いじめた児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、当該児童が抱える課題や悩みを理解するなどの教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。更に、いじめの周囲にいる児童に対しては、自発的ないじめ解決への意欲を高め、実践化を図る取組を進める。これらの対応等については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめられた側への対応

① いじめられた児童に対して

- ア 正確な情報収集、情報の整理及び分析を行う。
- イ 児童が安心して相談できる場を設定する。
- ウ 本人の訴えを真剣に、誠実に、共感的に受け止め、不安の解消を図る。
- エ いじめ解決に向けた決意を伝え、徹底して守り抜く姿勢を示す。
- オ スクールカウンセラー等と連携し、心のケアを行う。
- カ 家庭や外部の関係機関等との連携を図る。

② いじめられた児童の保護者に対して

- ア 家庭訪問し、誠意を持って子どもの状況を正確に伝え、家庭の協力を得る。
- イ 保護者の思いを傾聴しつつ、今後の指導の方向性と解決への見通しを伝える。
- ウ 情報の正確な連絡と、指導についての経過報告を行う。

いじめた側への対応

① いじめた側の児童に対して

- ア 正確な情報収集、情報の整理及び分析を行う。
- イ 児童が落ち着いて自らの言動を顧みることのできる場を確保する。
- ウ 自らの言動が相手を傷つけていることに気付かせ、反省を促す。
- エ 相手の人格や人権を尊重することの大切さに気付かせ、行動化に導く。
- オ 自らの長所を再認識させ、それを生かす生活の在り方を確認する。
- カ 家庭や外部の関係機関との連携を図る。

② いじめた側の保護者に対して

- ア 家庭訪問したり、学校で面談するなどして、直接いじめの事実について伝える。
その際、校長を中心に複数の教職員などで対応することが望ましい。
- イ いじめについての事実関係を、一方的でなく、冷静かつ正確に伝える。
- ウ 保護者へ「いじめに対する正しい認識」を促す。
- エ いじめ事案について「いじめの事実があり、自分の子どもがいじめた」という保護者の共通理解を図ることが必要。
- オ いじめられた児童とその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すよう助言する。

周囲への対応

① 学級活動、児童会活動において

- ア 児童に、いじめは人として絶対に許されない行為であることを呼びかけ、自分たちの周りにあるいじめについて考えさせる。
- イ 学級活動、児童会活動などにおいて、いじめ根絶のために、具体的に児童が何をすればよいのか、話し合う機会を設定する。
- ウ 話し合いの結果を整理し、行動化のための具体的計画を作成する。

② 周囲の児童に対して

- ア 周囲の児童から見た正確な情報収集を行う。
- イ いじめは決して許されないということを、毅然とした姿勢で指導する。
- ウ いじめられた児童を、集団として支える体制づくりを進める。

③ 周囲の児童の保護者に対して

- ア 事実に基づく適切な情報提供を行い、誤解や動揺が広がらないよう、各家庭からの協力を依頼する。
- イ いじめ事案に関係する児童や保護者のプライバシーを尊重するとともに、各家庭でもいじめ問題の解決に向けてできることの話し合いをお願いする。
- ウ 今後の指導の方向性と解決への見通しを伝え、適切な経過報告を行う。

④ P.T.A・地域に対して

- ア 不正確な情報や誤解が広がらないよう、P.T.A役員や学校と関わりのある地域住民をはじめとして、一般のP.T.A会員や地域住民に対しても適切な時期に正確な情報提供を行う。
- イ 学校方針や解決の見通しを適切に示し、理解と協力を求める。
- ウ 人権やプライバシーに配慮しながら、子どもたちを温かく見守り、必要に応じて教育的な声かけ等をお願いする。

⑤ 関係機関等に対して

- ア 市町村教育委員会や教育事務所の指導を受けながら、必要に応じて、児童相談所、病院、警察など関係機関と連携を図る。
- イ いじめ・不登校アドバイザーやスクールカウンセラー等による相談が、適切に行えるよう連絡・調整を図る。
- ウ 報道機関等の取材がある場合は、市町村教育委員会の指導を受けながら、管理職を中心に窓口を一本化して、「いじめ防止対策委員会」等で確認した事実に基づき、誠実・迅速・正確・公平な姿勢で対応する。

2 重大事態への対処

(1) 長洲町教育委員会又は学校による調査

① 重大事態の発生と調査

ア 重大事態の意味について

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者は又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態

に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会と相談し迅速に調査に着手する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

イ 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行うものである。

ウ 調査を行うための組織について

学校が設置する調査組織は、法第22条の規定に基づき学校に置く「いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加えることとする。

「いじめ防止対策委員会」による調査は、重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止の観点から、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとする。

- a 調査のための組織には、必要に応じて専門家等の第三者を加え、公平性・中立性を担保する。
- b いじめを受けた疑いのある児童本人から聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聞き取りを行う。
- c 在籍児童や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を取る。
- d 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- e 保護者や児童本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。

エ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、因果関係の特定を急ぐものではなく、客観的な事実関係を明確にし、学校と長洲町教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。

（ア）いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を直ちに止めさせる。また、いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者である長洲町教育委員会の指導の下、関係機関とのより適切な連携を図ったうえで、対応に当たることが必要である。

（イ）いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡等、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議し、速やかに調査に着手する。

なお、児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

オ その他の留意事項

事案の重大性を踏まえ、長洲町教育委員会の積極的な支援を求める。また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もある。学校は、児童や保護者のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

② 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

長洲町教育委員会又は長洲小学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過を報告することとする。

これらの情報の提供に当たっては、長洲町教育委員会又は長洲小学校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍児童やその保護者に説明するなどの措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、長洲町教育委員会から、情報の提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を受け、状況に応じた適切な対応を取ることとする。

イ 調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会を通じて知事に報告する。

第3 その他のいじめ防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の見直しの検討

国は、「国の基本方針策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる」としている。

長洲小学校においても、いじめの防止等に関する県の施策や学校の施策、重大事態への対処等、学校の基本方針が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行うなど、必要な措置を講じる。